

青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会離学者防止対策部会内規

(目的)

第1条 この内規は、青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会（以下「委員会」という。）規程第3条第4項の規定に基づき、委員会離学者防止対策部会（以下「部会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 青森大学に在籍する学生で退学・除籍・転学をする者（以下「離学者」という。）の防止対策等に関すること。
- (2) その他離学者防止対策における重要事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学生委員長
- (2) 学部長
- (3) 経営戦略局長
- (4) 別地キャンパス事務局長
- (5) 学生課長
- (6) その他学長が指名した者

2 部会長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を部会に出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は4月1日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長を置き、学長をもって充てる。

- 2 部会長は部会を主宰し、その議長となる。
- 3 部会に副部会長を置き、委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の成立及び議決)

第6条 部会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 部会長がやむを得ないと事情と判断した場合は、代理の者の出席を認める。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、経営戦略局学生課が処理する。

附 則

この内規は、令和5年6月28日から施行する。

附 則

この内規の改正は、令和6年4月1日から施行する。